

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要【追加】 に対する意見の公募（パブリックコメント）の結果について

1. 概要

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要【追加】について、以下のとおり意見の公募（パブリックコメント）を行った。

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 意見募集期間 | 平成23年3月17日～平成23年4月16日 |
| (2) 告知方法 | 環境省ホームページ、電子政府窓口、報道発表 |
| (3) 意見提出方法 | 電子メール、FAX、郵送のいずれか |

2. 意見提出状況

- | | |
|------------|----------|
| (1) 意見提出者数 | 11個人及び団体 |
| (2) 意見数 | 42件 |

3. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方

別紙2のとおり。

公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査方法について

意見の概要	意見に対する考え方
本改正については、土地所有者等に対し過剰な負担であると考え、改正の趣旨はなにか。(9件)	公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、当該調査対象地に専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来する汚染のおそれがあると認められるときは、通常の土壌汚染状況調査の方法では汚染のおそれの把握が十分ではない可能性があることからです。詳細については、施行通知を御参照下さい。
4条調査で、都道府県知事が埋立及び汚染のおそれの情報を有している場合は、都道府県知事が試料等対象物質を指定するのか。(1件)	都道府県知事が試料等対象物質を指定します。
第一種特定有害物質の調査については、表層ガス調査でも可とされたい。(2件)	人為汚染との特性の違いから特例の方法が適切と考えます。
埋立による土壌の深さが10m未満であることが明らかである場合には、当該深さを超える部分の試料採取を不要とすべき(1件)	御意見として承りました。今後の参考とします。
深度方向の試料採取を10mまでする必要はないのではないか。(6件)	
3条調査の場合、埋立用材料で汚染されているおそれがないと判断されたが、特定有害物質の使用履歴がある時は、通常の土壌汚染状況調査を行うのか。(1件)	通常の土壌汚染状況調査によることとなります。
今回の改正の内容やそれに係る運用等が不明瞭であるため、明確にされたい。(8件)	省令、施行通知等を御参照下さい。
今回の改正に係る調査方法について、他の法令で規制されている場合などは適用除外とするなど特段の配慮を願いたい。(7件)	御意見として承りました。今後の参考とします。

パブリックコメント対象外の意見：7件